

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宮津市長 城崎 雅文

市町村名 (市町村コード)	宮津市 (26205)
地域名 (地域内農業集落名)	宮津地域 (杉末、滝馬、宮村、辻町、惣、皆原、山中、波路町、波路、獅子崎)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中心市街地周辺の一定整備されたほ場が多いが、中山間部は高齢化、担い手不足により早急な担い手確保が求められている。

また、耕作方法も各農家個々での対応になっており、今後、農道・水路等の農業用施設の維持管理面については、各地区、各地域で非農家を含めて考えていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農家の高齢化や、耕作困難農地の増加に向けて、共同作業体制を整備するとともに、他集落との連携や地域内外からの耕作の協力や農地利用者、新規就農者の受入れ体制づくりを進める。農地の集積集約化を進め、耕作の効率化を図る。宮津インター隣接地では、体験農園や栽培、技術実習等位置づけも検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	53.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	53.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	7.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、林地などに近い農地は保全・管理などを行う区域とする。また、耕作放棄地等は非農地判断を進め、守るべき農地を明確にする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地元地権者地域全体の農地について、担い手の経営意向を把握、調整し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道、水路などを非農家を含めた維持管理体制を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募集し、農地利用の促進と維持管理を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】 ① イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵の設置、維持管理をする。 ③ 整備された農地でスマート農業を段階的な検討を行う。 ⑦ 林地に近い農地や獣害被害が多いエリアは保全管理を行い、幹線道路沿いなどは景観植物などを栽培し保全管理を行う。 ⑧ 農道、水路などを非農家を含めた維持管理体制を検討する。 ⑩ 高齢化、担い手不足を見据えた新規就農者の確保を検討する。
